

## 諮 問 書

佐市教委図第63号  
令和2年9月17日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市教育委員会  
教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1 諮問事項

サーマルカメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

#### 2 諮問理由

佐賀市立図書館本館では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、図書館利用者を対象に東西入口の2ヶ所にサーマルカメラを設置する予定となっています。

サーマルカメラの設置に伴い、発熱者を確認するためのパソコンモニターも設置する予定ですが、図書館職員が他の業務を兼務しながらモニターを確認するため、該当者を見逃した場合に備えて静止画を保存できる機能が付いています。その機能を利用することは限定的ではありますが、当該機能を持つサーマルカメラを設置するにあたって図書館に設置してよいか審査会のご意見をお伺いします。

#### 3 所管課

図書館

#### 4 設置時期

令和2年11月

## 5 サーマルカメラの概要

### (1) 設置場所

佐賀市立図書館

### (2) 設置台数

2台

### (3) 稼働時間

開館時間中稼働

### (4) 掲示

サーマルカメラ設置場所に、サーマルカメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

### (5) 記録装置

記録装置であるパソコンは、カウンター内に設置する。

### (6) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・画像データは、記憶媒体（メモリーカード等）に保存する。
- ・画像データは、発熱者本人を確認後速やかに消去する。

## 6 画像データの外部提供

画像データの外部提供は、「佐賀市個人情報保護条例」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関等からの照会があった場合が考えられる。

外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

## 佐賀市立図書館サーマルカメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立図書館において新型コロナウイルス感染症予防を目的として設置するサーマルカメラ（以下「サーマルカメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サーマルカメラ 本市が前条の目的を達成するために設置するカメラ
- (2) 映像データ サーマルカメラを用いて記憶媒体（以下「メモリーカード等」という。）に記録した映像データ
- (3) データ媒体 第6条の規定により提供する映像データを記録するための外部記録媒体

### (サーマルカメラの設置)

第3条 サーマルカメラは、佐賀市立図書館の建物内に設置する。

- 2 サーマルカメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置にサーマルカメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (管理者及び取扱者)

第4条 サーマルカメラの適正な運用及び管理を図るため、管理者（以下「管理者」という。）及び取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、佐賀市立図書館長とする。
- 3 取扱者は、佐賀市立図書館職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、サーマルカメラ及び映像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (映像データの取り扱い)

第5条 サーマルカメラが撮影した映像データは、設置目的に必要な範囲内において随時モニターで確認できるようにする。また、基準となる温度以上の発熱者を検知した際の映像データは、メモリーカード等に記録するものとする。

- 2 メモリーカード等に記録した映像データは、本人特定後速やかに消去するものとする。
- 3 映像データは撮影時の状態で記録するものとし、加工してはならない。

### (映像データの提供時の制限)

第6条 映像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合のほか、サーマルカメラの管理者及び取扱者以外のものに提供してはならない。

2 佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき映像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) データ媒体に記録した映像データを複写してはならないこと

(2) 映像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること

3 提供先から返却されたデータ媒体に記録された映像データは、復元できない方法によって消去しなければならない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、サーマルカメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が協議の上定める。

附則

この基準は令和2年 月 日から実施する。